

和歌山県ローカルDMAT運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県内において地震、事故等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、被災地へ迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである和歌山県ローカルDMAT（Disaster Medical Assistance Team）（以下「ローカルDMAT」という。）を編成する医療機関の指定及び派遣の手続等ローカルDMATの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害拠点病院 災害拠点病院指定要件（「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）別紙）を満たす医療機関として、知事が指定したものをいう。
- (2) 救命救急センター 救急医療対策事業実施要綱（「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）別添）第3に定める救命救急センターをいう。
- (3) 災害支援病院 災害拠点病院に準ずる機能を備え、災害時に災害拠点病院を支援する医療機関として、知事が指定したものをいう。
- (4) 地域医療搬送 日本DMAT活動要領（平成18年4月7日付け医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知別添）Ⅱの14に定義される地域医療搬送をいう。

(指定等)

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する医療機関のうち、ローカルDMATの協力を申し出たものを和歌山県ローカルDMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

- (1) 災害拠点病院、救命救急センター、災害支援病院のいずれかに該当する医療機関であること。
- (2) 医療機関としてローカルDMATの派遣を行う意思を有すること。
- (3) ローカルDMATの活動に必要な人員及び装備を有していること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、指定証（別記第1号様式）を指定病院に交付するものとする。

3 知事は、指定証を交付したときは、和歌山県と指定病院との間でローカルDMATの活動に必要な事項に関する協定を締結するものとする。

(隊員資格)

第4条 知事は、指定病院に所属する者のうち、和歌山県が主催するローカルDMAT養成研修を修了した者又はそれと同等の学識、技能を有する者として和歌山県が認証

した者をローカルDMA Tの隊員として登録し、登録証（別記第2号様式）を交付する。

（編成）

第5条 第3条第3項の協定を締結した指定病院は、前条の規定によりローカルDMA Tの隊員として登録された者のうち、医師、看護師及びその他の職種から成る5名を1チームとしてローカルDMA Tを編成するものとする。ただし、ローカルDMA Tを派遣する場合において、被災地の状況に応じた編成をすることができる。

2 ローカルDMA Tの各チームにリーダーを置く。

3 リーダーは、チームの活動を統括する。

（活動内容）

第6条 ローカルDMA Tの活動は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 災害現場等における災害医療情報の収集・発信

(2) 被災地内の災害現場、災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置等

(3) 地域医療搬送及び搬送中の診療等

(4) 他の医療従事者に対する協力等必要な支援

(5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 ローカルDMA Tは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、その他活動に必要な物資等を自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

（派遣要請）

第7条 知事は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、ローカルDMA Tの派遣を指定病院の長に要請することができる。

(1) 県内における大規模災害により2名以上の重症者を含む20名以上の傷病者が発生した、若しくは発生したと見込まれるとき、又は同規模の災害で県内の被災地の市町村又は消防機関からローカルDMA Tの派遣要請があり、ローカルDMA Tを派遣し、対応することが効果的であると認められるとき。

(2) その他ローカルDMA Tを派遣し、対応することが効果的であると認められるとき。

（派遣）

第8条 前条の規定による要請を受けた指定病院の長は、ローカルDMA Tの派遣が可能な場合において、速やかにその旨を知事に報告するとともに、知事の指示に従いローカルDMA Tを派遣するものとする。

2 指定病院の長は、被災地におけるローカルDMA Tの活動が終了したときは、ローカルDMA T活動記録報告書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（緊急の派遣）

第9条 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の第7条の規定による要請を受ける前にローカルDMA Tを派遣した場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、第7条に掲げる事由が生じたことにより指定病院の長が自主的にローカル

DMA Tを派遣し、当該長からその報告を受けたときは、その派遣の必要性について判断するものとし、必要と認めた場合は、その派遣を第7条の規定による知事の要請に基づく派遣とみなす。

(協議)

第10条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

指 定 証

（医療機関の開設者名） 様

下記の医療機関を和歌山県ローカル
DMA T指定病院として指定します。

記

名 称

所在地

年 月 日

和歌山県知事

第 号

和歌山県ローカルDMAT隊員登録証

顔写真
縦 3.0 cm
横 2.0 cm

職 種

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、和歌山県ローカルDMAT隊員であることを証明する。

年 月 日 和歌山県知事

(縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートル)

別記第3号様式（第8条関係）

和歌山県ローカルDMA T活動記録報告書

報告日 年 月 日

和歌山県知事 様

医療機関の開設者

派遣年月日	年 月 日（ 曜日）
時間経過	・派遣要請を受信した時刻 時 分 ・派遣時刻 時 分 ・到着時刻 時 分 ・撤収時刻 時 分 ・帰院時刻 時 分
派遣場所	
災害概要	
要請内容	
活動内容	
派遣隊員名	医 師： 看 護 師： その他職種：
特記事項	